資料－１

高松市景観計画の改定（案）等について

１　高松市景観計画の改定（案）について
２　高松市景観計画の改定（案）に伴う屋外広告物規制について

令和７年度　第３回　高松市美しいまちづくり・景観審議会

令和８年２月６日（金）
高　松　市　都　市　計　画　課

１　高松市景観計画の改定（案）について

序章　　景観計画改定の背景と目的
第１章　景観計画区域
第２章　目標及び基本方針
第３章　良好な景観形成に関する方針
第４章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
第５章　景観重要建造物・樹木の指定方針
第６章　その他景観形成に必要な事項
第７章　協働による景観形成の仕組みと体制

序章　景観計画策定の背景と目的

1　景観計画策定の目的

1ページ

高松市景観計画を策定することにより、市民・事業者との協働による、良好な景観の保全・形成・創出を図ってまいりました。

高松市景観計画は、「美しいまちづくり条例」に基づく、本市の景観形成の指針である「美しいまちづくり基本計画」に定める目標像「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる　美しいまち　高松」の実現に向け、建築物や屋外広告物等に関する一定のルールと仕組みを定めるものです。

高松市美しいまちづくり基本計画

目標像「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる　美しいまち　高松」

具体化

高松市景観条例
高松市景観計画

序章　景観計画策定の背景と目的

景観計画改定の背景

▶サンポート高松周辺を取り巻く状況の変化

計画策定後から土地利用計画が大幅に変わるエリア

- 県立アリーナ、JR駅ビル等の整備
- インバウンドなどのツーリズムの回復・増加
- シーフロントゾーンの整備等

- プロムナード化が開始
- エリアマネジメントによる公共空間の活用

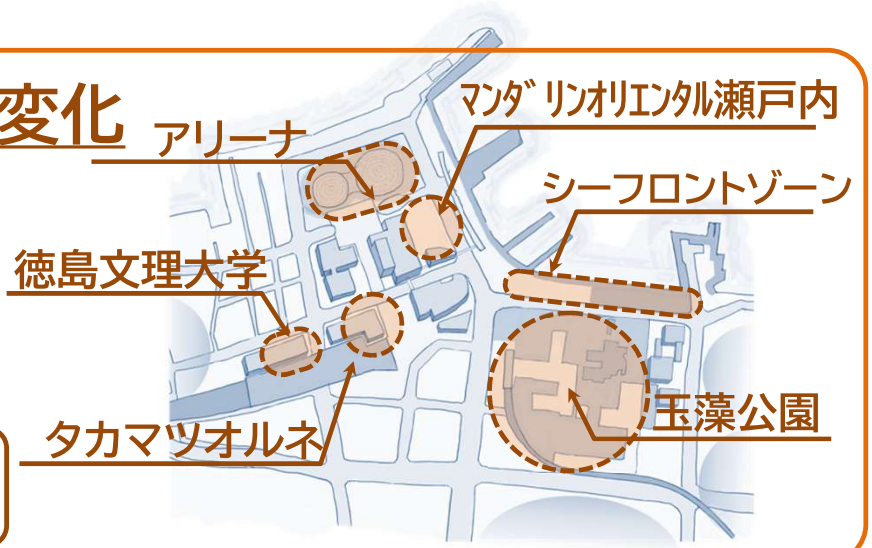

サンポート高松周辺をより魅力的なエリアにしていくため、

きめ細やかな景観の形成や保全に向けて施策を講じることが必要

景観計画の改定

序章　景観計画策定の背景と目的

2　景観計画の位置付け

2ページ

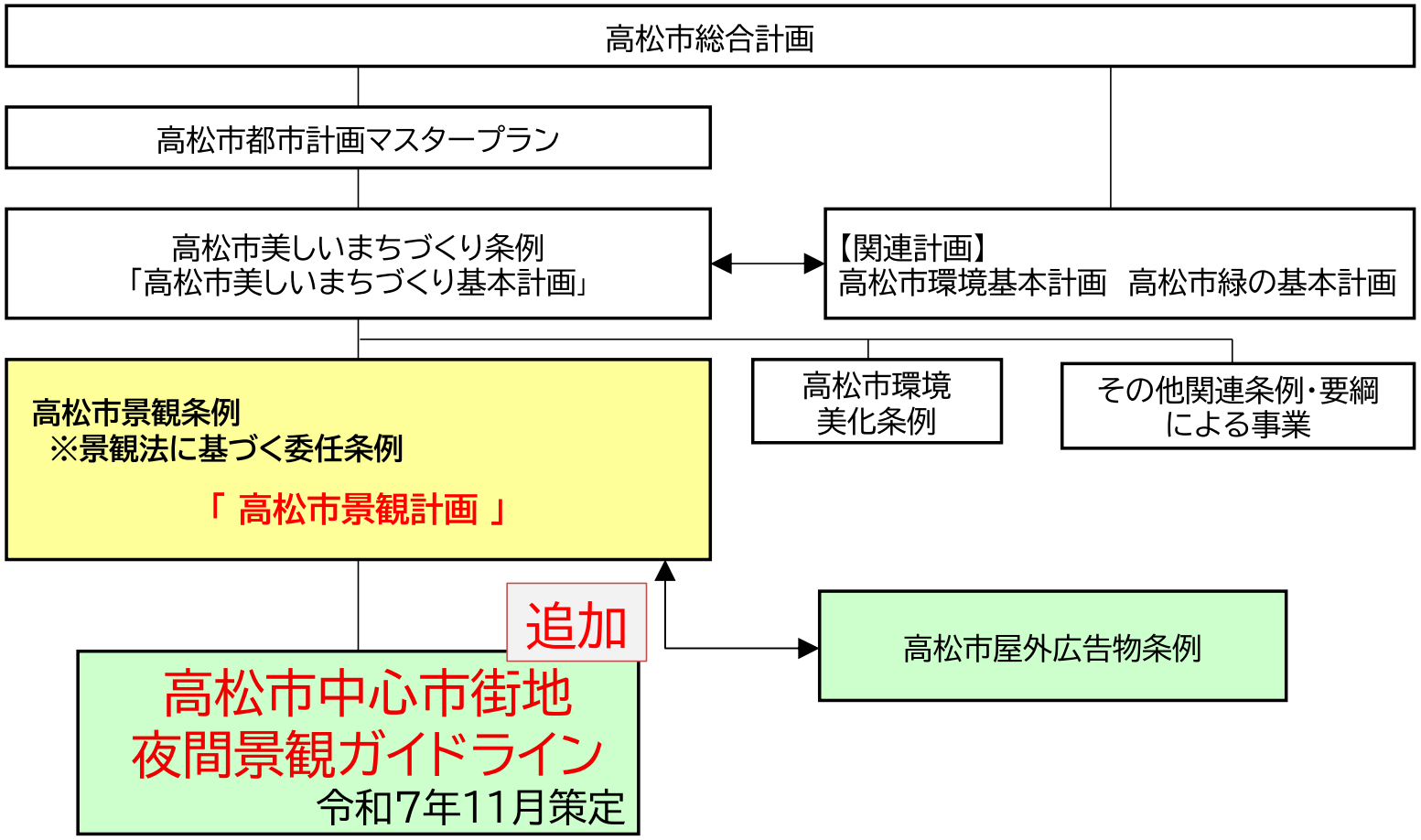

第1章　景観計画区域

3　景観形成重点地区の指定

5，6ページ

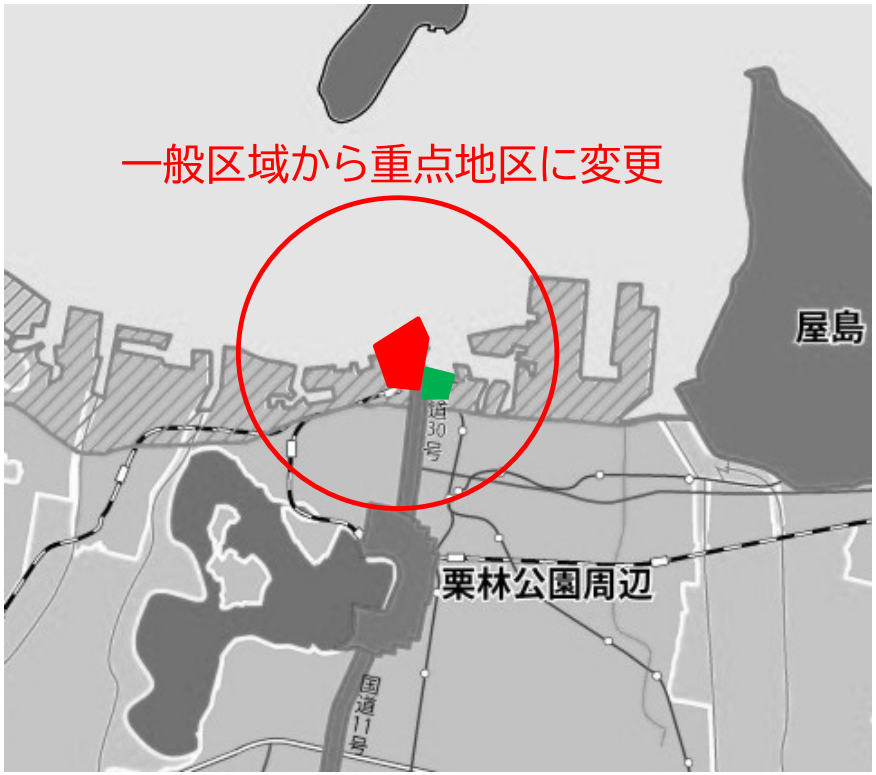

景観形成重点地区

・栗林公園周辺　・屋島
・都市軸沿道　・仏生山歴史街道
・讃岐国分寺跡周辺

・サンポート高松周辺
・玉藻公園周辺

追加

第1章　景観計画区域

3　景観形成重点地区の指定

5，12ページ

追加

■サンポート高松周辺景観形成重点地区

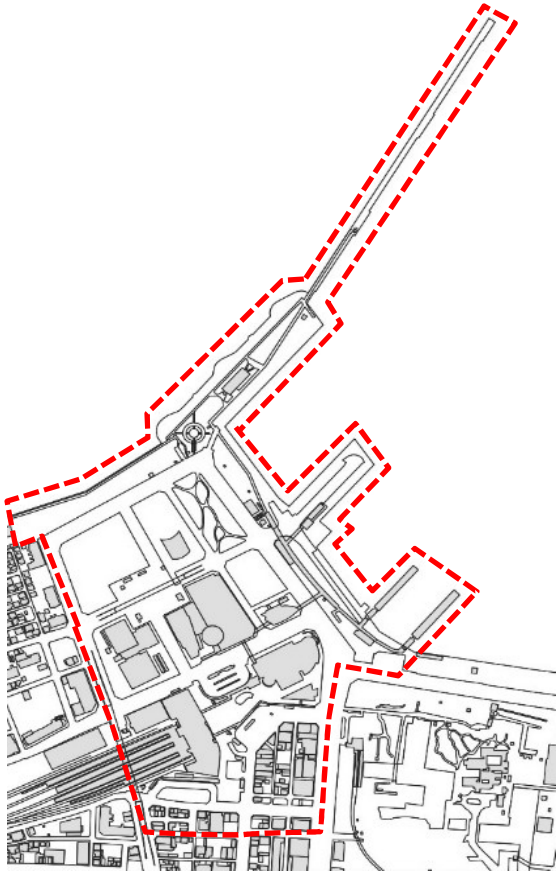

「サンポート高松周辺地区」

美しいまちづくり基本計画において、景観モデル地区として位置づけた、「サンポート高松周辺地区」は、近年、JR高松駅ビル、香川県立アリーナ、大学、外資系高級ホテルなど、新たな開発が次々と進められていることから、景観計画において「景観形成重点地区」として指定し、世界都市・高松の玄関口、ウォーターフロントとしての特徴を活かして、みなとのまちが織りなす景観づくりを進めます。

第1章　景観計画区域

3　景観形成重点地区の指定

6, 13ページ

追加

■玉藻公園周辺景観形成重点地区

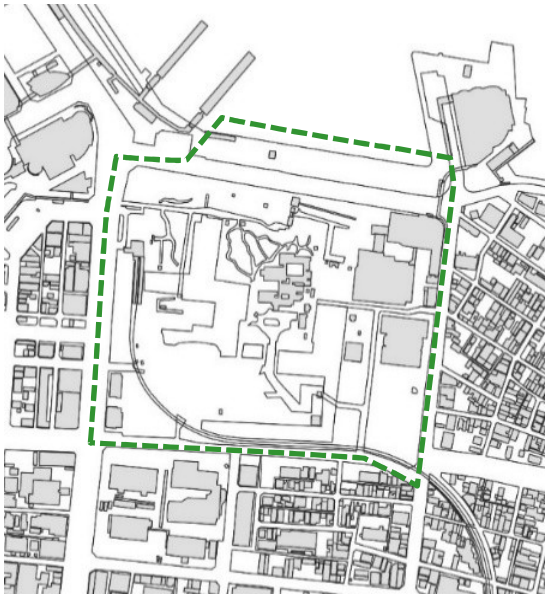

「玉藻公園周辺地区」
日本三大水城として知られる高松城跡の玉藻公園及びその周辺地区は、本市特有の水辺景観を形成する上での貴重な資源であり、海と市街地を結び、面的にまちの魅力を展開していく上で重要な空間であることから、景観計画において「景観形成重点地区」として指定し、海と城が共に生きる歴史・文化の景観づくりを進めます。

第2章　目標及び基本方針

2　美しいまちづくり（景観形成）の基本方針

17ページ

追加

方針6　昼と夜の異なる顔で、景観を二度味わえるまちをつくる

昼に日光の下で見る景観はもちろん、夜に光に照らされ演出される景観も、高松らしいデザインされた景観を目指すものです。

海辺や城跡、商店街などの固有の資源を、場所に応じた夜間演出によって魅力を引き出すことにより、昼とは違った演出を楽しめる夜間景観の実現を図ります。

高松市中心市街地夜間景観ガイドラインの策定に伴い、「美しいまちづくりの基本方針」に追加

第3章　良好な景観形成に関する方針

1　区域区分の考え方

20ページ

追加

■景観形成重点地区の地区区分

サンポート高松周辺	・サンポート高松周辺の区域（水面は水際から概ね10mの範囲） ・世界都市・高松の玄関口、ウォーターフロントとしての特徴を活かして、みなとまちが織りなす景観づくりを進める地区
玉藻公園周辺	・玉藻公園周辺の区域（水面は水際から概ね10mの範囲） ・海と城が共に生きる歴史・文化の景観づくりを進める地区

サンポート高松周辺及び玉藻公園周辺を「景観形成重点地区の地区区分」に追加

第3章　良好な景観形成に関する方針

2　一般区域における景観ゾーン別景観形成方針

22ページ

市街地景観ゾーン

追加

【景観形成の方針】

・夜も歩いて楽しい夜間景観形成
　全国有数の商店街など、多くの市民や観光客が訪れ、経済・商業の中心を担う中心市街地においては、より一層、活力とにぎわいのある都市空間の形成を図るため、夜間にも歩いて楽しくなるよう、魅力ある夜間景観形成を図ります。

高松市中心市街地夜間景観ガイドラインの対象範囲である、中心市街地の区域を含む、市街地景観ゾーンの「景観形成の方針」に夜間景観についての内容を追加

第3章　良好な景観形成に関する方針

3　景観形成重点地区における景観形成方針

34ページ

追加

■サンポート高松周辺景観形成重点地区

世界都市・高松の玄関口、ウォーターフロントとしての特徴を活かして
みなととまちが織りなす景観づくりを進めます

○港と街を視覚的・空間的につなぐ開放的な空間により、海と街の一体感を創出する景観形成を図ります。

○穏やかな海や島々と調和する光環境や色彩計画の推進により、瀬戸内らしい、やさしい光と色彩による景観形成を図ります。

○回遊性の高いプロムナード整備や歩行者中心の空間構成を進めることにより、人が歩いて楽しめるウォーターフロント景観の形成を図ります。

○港や駅前広場などを中心に都市の品格と活気を両立させるデザインを展開することにより、世界からの来訪者を迎える都市の顔となる景観形成を図ります。

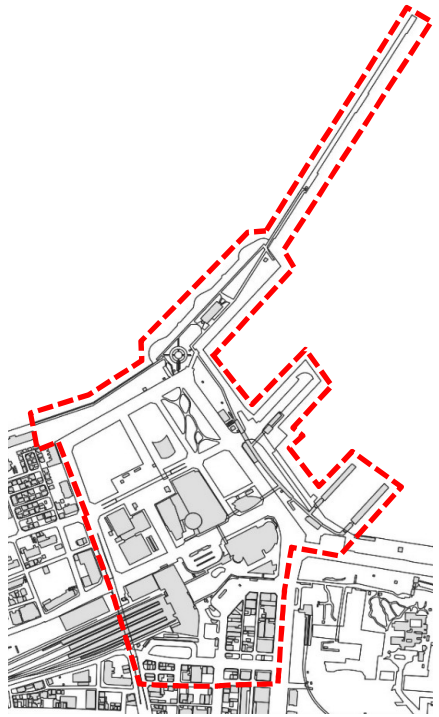

第3章　良好な景観形成に関する方針

3　景観形成重点地区における景観形成方針

35ページ　追加

■玉藻公園周辺景観形成重点地区

海と城が共に生きる歴史・文化の景観づくりを進めます

○瀬戸内海と玉藻公園の水際を一体的に捉え、かつての海城の姿を想起させる景観構成とすることにより、海と城が呼応する風景の再生を図ります。

○高松城跡・石垣・堀などの歴史的構造物を尊重しつつ、現代的な利便性とデザイン性を両立させることにより、歴史と現代が調和する景観形成を図ります。

○日常的な散策や文化活動を通じて、歴史を身近に感じられる“開かれた史跡空間”づくりにより、市民と観光客が交流する文化景観の形成を図ります。

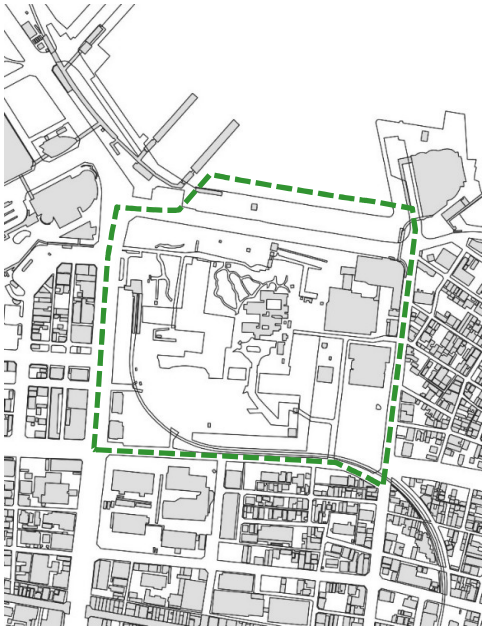

第4章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

1　届出対象行為

39、41ページ

【景観形成重点地区】

サンポート高松周辺景観形成重点地区　追加

■建築物
・世界都市・高松の玄関口、ウォーターフロントとしての特徴を活かして、みなととまちが織りなす景観を形成するため、高さが10m、延べ面積が500㎡を超える建築物について、届出対象とします。

■工作物・開発行為
・一般区域（市全域）と同一の届出対象とします。

玉藻公園周辺景観形成重点地区　追加

■建築物
・海と城が共に生きる歴史・文化の景観を形成するため、高さが10m、延べ面積が500㎡を超える建築物について、届出対象とします。

■工作物・開発行為
・一般区域（市全域）と同一の届出対象とします。

サンポート高松周辺及び玉藻公園周辺の、「届出対象行為」を定める

【参考】一般区域（市全域）の工作物・開発行為
■工作物
・高さが10mを超える工作物
■開発行為
・3，000㎡を超える大規模な開発行為

第4章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

３　一般区域における景観形成基準
４　景観形成重点地区における景観形成基準

46, 62, 69ページ

一般区域市街地景観ゾーン

栗林公園周辺景観形成重点地区

都市軸沿道景観形成重点地区（A地区）

追加

【景観形成基準】

夜 間 照 明	中心市街地活性化基本計画区域においては、高松市中心市街地夜間景観ガイドラインに沿って、秩序ある夜間景観の形成に努める。

高松市中心市街地夜間景観ガイドラインの対象範囲である、中心市街地の区域を含む一般区域及び景観形成重点地区の「景観形成基準」に夜間景観についての内容を追加

第4章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

4　景観形成重点地区における景観形成基準

84～87ページ

■サンポート高松周辺景観形成重点地区

独自の基準を中心に
主要な箇所を抜粋

◎ 配置・規模

・海からの眺望・海への眺望に配慮する。

◎ 形態・意匠

・建築物の低層部は、ガラスなどの素材を活かした開放的な設えとし、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間の創出に努める。
・開口部は、できるだけ海側に設ける等、海とのつながりを意識した意匠とするよう配慮する。

◎ 色彩

・中高層部の外観は、海との調和に配慮し、暖色系の落ち着いた色彩とする。
・港周辺施設の低層階は、アート作品等を引き立てる落ち着いた色彩とする。

別途、色彩基準を定める

◎ 屋外広告物

・屋上広告物の設置は避ける。
・建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。
・LEDやネオン管等の発光型サインの設置は避ける。

具体的な規制は屋外
広告物条例による規制

第4章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

4　景観形成重点地区における景観形成基準

88～91ページ

■玉藻公園周辺景観形成重点地区

独自の基準を中心に
主要な箇所を抜粋

◎　配置・規模

・玉藻公園への眺望に配慮する。

◎　形態・意匠

・玉藻公園の歴史性、文化性、自然と調和した形態、意匠とする。

◎　色彩

・外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。

別途、色彩基準を定める

◎　屋外広告物

・屋上広告物の設置は避ける。
・建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。
・LEDやネオン管等の発光型サインの設置は避ける。

具体的な規制は屋外
広告物条例による規制

第4章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

4　景観形成重点地区における景観形成基準

85, 89ページ

◎追加する重点地区の色彩基準

サンポート高松周辺景観形成重点地区

色　相	彩　度	明　度
Y、YR、R	6⇒4以下	–
その他	2以下	–

玉藻公園周辺景観形成重点地区

色　相	彩　度	明　度
Y、YR、R	6⇒4以下	–
その他	2以下	–

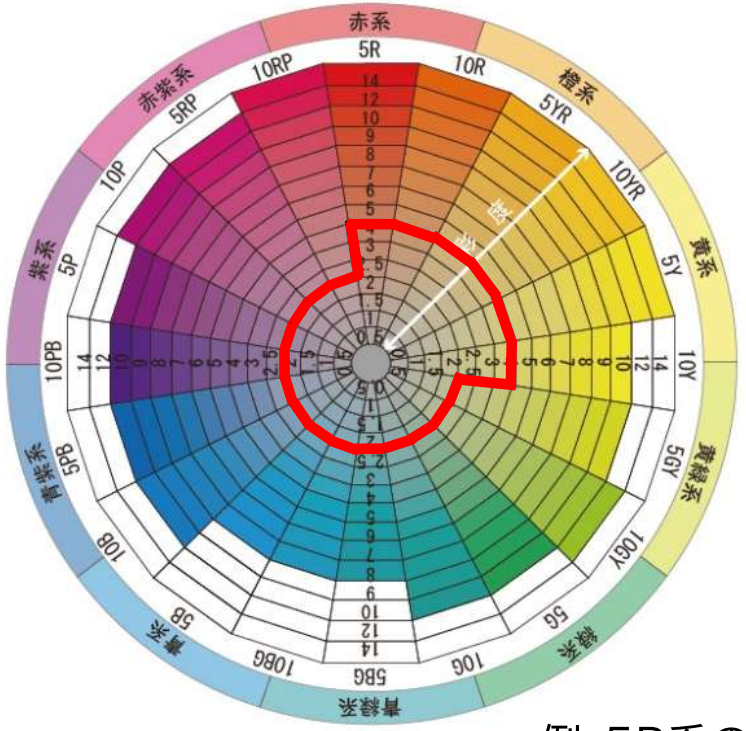

例：5R系の彩度6と4

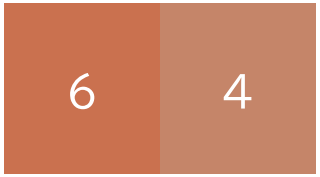

サンポート高松及び玉藻公園周辺においても、他の景観形成重点地区と同様の基準とする

第7章　協働による景観形成の仕組みと体制

2　協働及び審査に関する体制

98ページ

追加

高松市中心市街地夜間景観ガイドラインの策定と夜間景観アドバイザー制度

高松らしい魅力的な夜間景観を形成するため、令和7年11月に「高松市中心市街地夜間景観ガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインの策定に伴い、中心市街地における景観計画に基づく届出の事前相談などの段階で、照明デザイナーからアドバイスを受けられる夜間景観アドバイザー制度を新たに設けています。

建築物や工作物の照明計画を検討される方は、この夜間景観アドバイザー制度をご活用ください。

２　高松市景観計画の改定（案）に伴う屋外広告物規制について

2　高松市景観計画の改定(案)に伴う屋外広告物規制について

①屋外広告物条例施行規則の改正

◎サンポート高松周辺では、**一定の規模を超えた広告物に色彩規制を導入**することで、市の顔としての品格と秩序を保つ
◎玉藻公園周辺では、**通常の一般広告物を制限**し、玉藻公園周辺の秩序を保つ

玉藻公園周辺
第5種⇒第1種

サンポート高松周辺
第5種⇒第4種

許可地域の区分	自家用広告物	一般広告物	案内用
第1種許可地域 景観形成重点地区のうち、屋島の指定区域(第1種禁止地域に指定されている区域を除く。)	可	不可	可
第2種許可地域 都市計画区域外、都市計画区域内の用途白地地域及び景観形成重点地区のうち、仏生山歴史街道、都市軸沿道(11・193号等)(C地区)及び讃岐国分寺跡周辺の指定区域	可	可	可
第3種許可地域 都市計画区域内において住居系の用途地域が指定されている地域(第1種、第2種、第4種許可地域の区域を除く。)	可	可	可
第4種許可地域 景観形成重点地区のうち、都市軸沿道(11・193号等)(A地区、B地区)、栗林公園周辺の指定区域	可	可	可
第5種許可地域 都市計画区域内において商業・工業系の用途地域が指定されている地域(第1種、 第2種、第4種許可地域の区域を除く。) ※現在、サンポート高松周辺及び玉藻公園周辺はこちらに含まれます	可	可	可

上にいくほど規制が厳しい

更に上乗せ基準として、この2地区については、
屋上広告及びデジタルサイネージを全て禁止する。

※一部適用除外あり

2　高松市景観計画の改定(案)に伴う屋外広告物規制について

②サンポート高松周辺及び玉藻公園周辺における上乗せ基準について

大型となる傾向の強い屋上広告物や、視覚・聴覚に激しく訴えるデジタルサイネージが目立っている。これらを禁止することで、調和的なデザインを促進する。

2　高松市景観計画の改定（案）に伴う屋外広告物規制について

③【参考】補助制度の考え方

・「高松市景観計画」の改正及び「屋外広告物条例施行規則」の変更により既存不適格となる屋外広告物の改修に関する補助制度が必要

・平成25年10月に屋外広告物条例の改正を行った後、令和5年度末迄の10年半の間、改修等に対する補助事業を行った。

・良好な景観形成を図る重要な地区においては、早期に撤去する場合は、その費用を全額補助（限度額：有）するなど、早期改修を目指した。

・今回の改正においても、この考え方を踏まえ、検討を進めていく。

今後のスケジュール

事業内容	R７年度												R８年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
・景観条例の改正 ・景観計画の改定 ・屋外広告物条例等改正					●8/4 審議会 屋外規制			●11/25 審議会 景観基準 改正の考え方			●2/6 審議会 景観計画 案			●5月 審議会									条例施行	
										3月パブリック コメント						条例改正		●9月議会						
											●2/20 調査会			●5月 都市計画審議会 （意見聴取）										